

中国の債権者代位訴訟における債務者の手続保障に関する一考察

A Study on Procedural Protection of Debtors in Creditor Subrogation Litigation in China

王 燕 翎

岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要
第61号 2026年3月 抜刷
Journal of Humanities and Social Sciences
Okayama University Vol.61 2026

中国の債権者代位訴訟における債務者の手続保障に関する一考察

王 燕 翎*

1. はじめに

改革開放以降の中国では、ある債権の債務者が他の債権の債権者でもあるという債務の連鎖が生じた場合に、債権者が第三債務者から債権を回収し、債務の連鎖を解消することが大きな課題となった。この点に関して筆者は、以前に、債権者による債権回収の実効性を高める法的手段として整備された代位執行、民事保全及び債権者代位訴訟に関する立法過程を分析し、債権者の権利保護という実体的権利の実現という点が重視される一方で、債務者の権利保護、特に手続保障の問題はあまり重視されてこなかったため、これが現在の債権者代位訴訟において大きな問題になっていることを指摘した¹。

これを受けて本稿では、この問題に対する中国実務の対応と、そこでの問題点について明らかにする。現在の中国法では、既判力と訴訟担当に相当する明文規定を欠く中で、債務者を独立請求権を有しない第三人（以下、「無独三」という。）として手続に参加させることになっている。これとは別に中国実務では、無独三に関して、中国法独自の制度である無独三に対して民事責任を認める判決と、これに不服のある無独三に対する上訴権の付与により、当該第三人が当事者的地位を獲得し得るとの新たな理論構造が形成されつつある。このような変化は、債権者代位訴訟における既判力の主観的・客観的範囲を再考させる契機となっている。なぜなら、第三人に当事者的地位が認められることは、当該第三人は当事者として既判力に拘束され得ることを示唆するものであり、債務者に対する手続保障を検討する上で重要な要素となるからである。

かかる実務の状況を明らかにするために、本稿では、まず中国実務における債権者代位訴訟の構造を明らかにし（第2章）、債権者代位訴訟における債務者の訴訟上の地位と、無独三に当事者的地位を認める新たな実務理論との関係を検討（第3章）した上で、上記の実務理論の抱える問題点を指摘し、今後の課題を示すことにしたい（第4章）。

2. 中国債権者代位訴訟の構造

2. 1. 根拠条文と二重の法律関係

* 岡山大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程政策科学専攻在籍

¹ 王燕翎「中国民法典成立後の債権者代位訴訟の手続法問題」岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要58号135-154頁（2024）。

中華人民共和国民法典（以下、「民法典」という。）第537条²は、債権者代位権の行使およびその法的効果を明示的に定めている。同条によれば、人民法院が債権者による代位請求を認容した場合、債務者の相対人（第三債務者）は債権者に対して直接に履行義務を負うものとされる。そして、債権者がその履行を受領した時点で、債権者と債務者との間、ならびに債務者と第三債務者との間に存在する対応する権利義務関係は消滅すると規定されている。これにより、債権者が直接に給付を受けるという中国法特有の直接受領原則が確認され、債務者を介さずに権利関係が清算される構造が採用されている³。

このように民法典第537条は、債権者・債務者・第三債務者という三者間に生じる複合的な権利義務関係の終局的効果を明確に規定するとともに、中国法上の債権者代位訴訟の構造的基盤を形成している。その基礎には、以下の二重の法律関係が存在する。

① 本債権関係：債権者（A）と債務者（B）の間に成立する債権債務関係。

② 次債権関係：債務者（B）と第三債務者（C）の間に成立する債権債務関係。

代位訴訟においては、債権者Aが原告、第三債務者Cが被告として位置づけられ、両者の間で「Bが有するCに対する給付請求権（次債権）」の存否と行使可能性が争点化される。他方で、債務者Bは、無独三として訴訟に参加することが制度上予定されており、本債権関係および次債権関係の双方に関わる不可欠の存在として位置づけられる⁴。

なお、以下では、説明の便宜のため、債権者をA、債務者をB、第三債務者をCとし、AC間の債権債務関係を本債権関係、BC間の債権債務関係を次債権関係と表記する。

2. 2. 訴訟標的

伝統的な訴訟標的（訴訟物）理論によれば、訴訟標的とは、当事者が争い、人民法院にその審理と判断を求める実体的な法律関係を指す。債権者代位訴訟における訴訟標的については、「一訴訟標的説」と「二訴訟標的説」の二つの考え方が存在する。前者である「一訴訟標的説」とは、債権者代位訴訟の訴訟標的を、債務者と第三債務者との間に存在する債権債務関係（次債権関係）のみに限定して理解する立場である。そして、代位権を本債権の従たる権利（付随的権利）と位置づけ、独立した実体的請求権ではないと捉える。そのため、代位債権者は実体法上、あくまで債務者の代理人または補助者として行動するにとどまり、自己の権利目的を直接実現するものではないとする⁵。

² 民法典第537条 人民法院が代位権の成立を認定した場合には、債務者の相手方は債権者に対してその義務を履行しなければならない。債権者がその履行を受領したときは、債権者と債務者との間、ならびに債務者と相手方との間のそれぞれの権利義務関係は、これに応じて消滅する。

³ 石宏『中華人民共和国民法典解釋與適用（合同編）』141-147頁（人民法院出版社、2020）。

⁴ 唐力「民法典上代位權實現的程序規制」政法論叢2023年1号28頁。

⁵ 楊建華『民事訴訟法問題研析』360頁以下（三民書局、1998）。

これに対し、「二訴訟標的説」は、代位権の実体法上の性質に着目し、伝統的な訴訟標的理論に基づき、代位権自体が当事者間で争われるべき対象、すなわち人民法院が審理・判断すべき中心の問題であるとする。この見解によれば、債権者代位訴訟の訴訟標的は「代位権」および「債務者と第三債務者との法律関係」という二つの要素から構成される⁶。この二訴訟標的説は、複数の債権者がそれぞれ代位訴訟を提起する可能性を考慮し、代位権を独立した訴訟標的として扱うことで、重複訴訟の成立条件をより厳格に限定する効果をもたらす。例えば、Bに対してAとDの複数の債権者が存在する場合、それぞれがCに対して代位権を行使しう。しかし、「一訴訟標的説」では、先行するAC間の債権者代位訴訟で次債権関係の不存在が確定すると、その判決の効力が直接的又は間接的に波及し、Dの債権者代位訴訟による債権回収が封殺される結果を招き、不当である。そこで、訴訟標的をACとの間の関係に限定することで、これにより、判決効の不当な拡張を防止し、ある債権者の敗訴が他の無関係な債権者の権益を侵害することを回避する点に理論的意義を有する。

中国の司法実務において、債権者代位訴訟は、本債権関係を訴訟要件とし、次債権関係を訴訟標的とする構造を採用している。すなわち、原告AとBとの間に存する本債権関係は、Aが代位権を行使するための前提条件であり、これが存在しなければ代位訴訟そのものが成立しない。他方、Bと被告Cとの間に存する次債権関係が、代位訴訟において人民法院が実体的に審理・判断する対象、すなわち訴訟標的であるとする。最高人民法院も、この構造的区分を明確に認めており、複数の裁判例において本債権関係の法的地位を繰り返し確認している。例えば、最高人民法院（2020）民終第604号裁定は、明確に次のように判示している。「債権者と債務者との間に債権関係が存在することは、代位権行使の前提であり、これを欠く場合、人民法院は起訴を受理してはならず、裁定により却下すべきである」。すなわち、債権者と債務者との間に有効な債権債務関係が存在することは、代位権行使の前提条件であり、これは代位訴訟の成立要件であって、代位請求が認容されるための権利保護要件ではないと位置づけられている。したがって、仮にAとBとの間に本債権関係が存在しない場合、人民法院は実体審理に進むことなく、起訴が不適法であるとして裁定により却下すべきものとされる。このように、現行の中国実務は、代位訴訟を本債権関係の存在を要件とし、次債権関係を標的とする二層構造的訴訟として体系化しており、訴訟の成立段階と実体審理段階とを明確に峻別している⁷。

2. 3. 判決の効力

2. 3. 1. いわゆる既判力の主観的範囲

⁶ 陳榮宗「債権人代位訴訟與既判力範圍」楊建華編『民事訴訟法論文選輯』708頁（五南圖書、1984）。

⁷ 榮学磊『民法典時代債権人代位權制度研究』（上海財經大學博士學位論文、2022）117-118頁。

中華人民共和國民事訴訟法⁸（以下、「民訴法」という。）には、日本法のような既判力に関する明文規定が存在しない。しかしながら、民訴法第182条⁹（確定判決の効力）および同法第211条¹⁰（再審事由）が、明示的には既判力という語を用いていないが、確定判決の拘束を前提とした規定となっていることから、いわゆる既判力は当然に存在すると解されている。また、最高人民法院による中華人民共和國民事訴訟法の適用に関する解釈¹¹（以下、「民訴法解釈」という。）第247条¹²が訴訟係属中及び判決確定後の「重複訴訟」を禁止していることから、前訴と後訴が同条各号の掲げる要件に該当する場合には、民事訴訟法の一般的な法理として、前訴の確定判決は既判力を有すると考えられている。そして、その効力は、既判力相対性原則に基づき、原則として当事者およびその承継人を拘束すると解されている¹³。

⁸ 1991年4月9日に第七期全国人民代表大会にて可決され、同日、国家主席令第44号として公布された。最新の改正は「中華人民共和國民事訴訟法の改正に関する決定」（2023年9月1日可決、2024年1月1日施行）によるものである。

⁹ 民訴法第210条 第二審人民法院の判決および裁定は、終審判決・終審裁定とする。

¹⁰ 民訴法第211条 当事者の申立てが次のいずれかに該当する場合、人民法院は再審を行わなければならない。

- （一）新たな証拠があり、原判決または裁定を覆すに足りる場合。
- （二）原判決または裁定において認定された基本事実に証拠が欠ける場合。
- （三）原判決または裁定において認定された主要な証拠が偽造されたものである場合。
- （四）原判決または裁定において認定された主要な証拠が、当事者による反対尋問（質証）を経ていない場合。
- （五）事件の審理に必要な主要証拠について、当事者が客観的理由により自ら収集することができず、人民法院に書面で調査収集を申請したにもかかわらず、人民法院がこれを行わなかった場合。
- （六）原判決または裁定の法適用に明らかな誤りがある場合。
- （七）審判組織の構成が違法であるか、または法により回避すべき裁判官が回避しなかった場合。
- （八）訴訟行為能力を有しない者が法定代理人を通じて訴訟を行っていない場合、または参加すべき当事者が自己または訴訟代理人の責に帰すべからざる事由により訴訟に参加しなかった場合。
- （九）法律の規定に違反して、当事者の弁論権を奪った場合。
- （十）召喚状による呼出しを経ずに欠席判決をした場合。
- （十一）原判決または裁定が訴訟請求を遺漏または超過して判断した場合。
- （十二）原判決または裁定の根拠とした法的文書が撤回または変更された場合。
- （十三）裁判官が事件を審理する際に、汚職・収賄・職権濫用・不正裁判を行った場合。

¹¹ 民訴法解釈は、2014年12月18日に最高人民法院審判委員会第1636回会議にて採択された。最新の修正は、2022年3月22日の最高人民法院審判委員会第1866回会議によるものである（2022年4月10日施行）。

¹² 以下、民訴法解釈の翻訳については、吉村徳重＝上田竹志編『日中民事訴訟法比較研究』（九州大学出版会、2017年）697頁以下による。

民訴法解釈第247条 当事者は、既に訴えを提起した事項について、訴訟中は又は裁判判決発効後に再び訴えを提起し、同時に次に掲げる条件を具える場合、重複提訴を構成する

- 一 後訴と前訴の当事者が同じであること
- 二 後訴と前訴の訴訟物が同じであること
- 三 後訴と前訴の訴訟請求が同じである、又は後訴の訴訟請求が事実上前訴の裁判結果を否定する関係にあること

当事者が重複提訴を行う場合、不受理を裁定する。既に受理した場合、訴え却下を裁定する。但し、法律、司法解释に別段の規定がある場合を除く。

¹³ 張衛平「既判力相対性原則：根拠、例外与制度化」法学研究2015年1期71頁。

債権者代位訴訟において判決が確定した場合の効力は次のように整理できる。まず、AとCとの関係では、判決の主文がCのAに対する給付義務の有無を直接確定し、AとCは訴訟当事者としていわゆる既判力に拘束される。請求が認容された場合には、AはCからの給付を直接受ける権利を確保することになり、第三債務者Cは判決確定後、Aへの履行義務を免れないことになる。次に、BとCとの関係では、Bは代位訴訟の当事者としての地位を有しないため、いわゆる既判力には拘束されない。しかし、請求認容判決が確定すると、CのBに対する給付義務がAへの直接履行義務に転化する結果、CのAに対する履行によってBの次債権は消滅するため、Bは訴訟の結果に大きな法律上の利害を有する。AとBとの関係では、判決理由中で本債権について言及されることはあるものの、実務はこれについて主文中での判断を避ける傾向にあるため、本債権についていわゆる既判力は問題にならない。したがって、Bは将来、Aに対して本債権の不存在確認訴訟を提起することができる¹⁴。

このように、中国法の既判力に関する一般的な考え方を債権者代位訴訟にあてはめると、債権者代位訴訟では、BC間の次債権が訴訟標的として人民法院の実体的な審理・判断の対象となるものの、次債権の実体法上の主体であるBは、当事者として債権者代位訴訟に関与することもなく、既判力も及ばない立場にあることが分かる。しかしながら、請求認容判決が確定し、CのAに対する直接履行がなされると、Bは次債権消滅という財産的地位の変動を甘受せざるをえない立場にある。そこで、この自己の債権喪失というBの実体法上の不利益がどのように正当化されるのかが問題になる。

2. 3. 2. 預決効力

民訴法には、確定判決の効力の一つとして預決効力がある。預決効力は、民訴法解釈第93条¹⁵の定める免証事実（証明を要しない事実）制度の一部である。この制度趣旨は、確定判決においてす

¹⁴ また、本債権が不特定金銭債権であり、債権金額や履行期、遅延損害金等の範囲が明確でない場合、債権者代位訴訟において本債権関係は訴訟標的ではないので、人民法院は本債権に関する上記の事項を判断しないまま、Cに給付を命じる判決をすることができる。Cの履行によって消滅した本債権の範囲について争いがあるときには、AはBに対して本債権の範囲を確定するための訴訟を別途提起することができる。

¹⁵ 民訴法解釈第93条 次に掲げる事実については、当事者は証明する必要がある。

- 一 自然の法則および定理・定律
- 二 公知の事実
- 三 法律の規定により推定される事実
- 四 既知の事実および日常生活の経験則に基づいて推定される他の事実
- 五 すでに人民法院により法的効力を有する裁判によって確認された事実
- 六 すでに仲裁機関の効力を有する裁決によって確認された事実
- 七 すでに有効な公証文書によって証明された事実

前項第二号から第四号までに掲げる事実については、当事者がこれを反駁するに足る反対証拠を提出した場合を除く。また、第五号から第七号までに掲げる事実については、当事者がこれを覆すに足る反対証拠を提出した場合を除く。

で認定された事実を後訴では不要証とすることで、裁判の一貫性・安定性を実現するとともに、証明に関する司法資源を節約する点にある。したがって預決効力は、いわゆる既判力のように前訴の確定判決の判断に矛盾する主張を排斥するというものではなく、またいわゆる争点効もしくは司法認知でもなく、中国の民事訴訟法に確立した事実の証明に関する特殊な効力である。免証事実とされる要件は、①前訴の当事者間の攻撃防御を通じて確定した事実であること、②確定した事実が前訴の主要事実であること、③後訴で提出された事実が前訴で確定した事実と同一であることの3つである¹⁶。もし、後訴当事者が免証事実を争い、反証に成功すれば、後訴の人民法院は預決効力から解放され、後訴当事者の主張に基づき新たな事実を認定することができる（民訴法解釈第93条2項）。

これを債権者代位訴訟について考えてみると、もし請求認容判決においてAB間の本債権の存在を理由づける事実が認定された場合には、Bは既判力の拘束力は及ばないが、後訴において本債権の不存在の証明に成功しない限り、預決効力には拘束されることになる。このことは、Bが本債権の存在を争いたい場合に大きな問題となる。なぜなら、預決効力による免証事実の制度は、当該事実に関する実質的な証明責任の転換であって、Bに過度な負担を負わせることになるからである。免証事実制度は、形式的な既判力の限界を超えて、実質的に訴訟秩序の安定を確保する機能していると評価できるものの、その効果が大きいことから、債権の存否に関する事実認定が確定すれば、Bが後訴でこれを再度争うことは実質的に不可能となる¹⁷。

3. 債権者代位訴訟における債務者の立場

3. 1. 次債権の管理処分権をめぐる理論構成

債権者代位訴訟が提起された後に、Bが次債権に対する管理処分権を保持し続けるのか、あるいはAの代位権行使によりこれを失うのかという問題は、債務者の実体法上の地位のみならず、訴訟上の手続保障を考える上でも中核的論点である。

民法典第537条から導かれるのは、次債権の帰属がBにとどまるものの、その行使の機能的側面がAに移転するという制度構造である。同条はBの管理処分権を直接には規律していないが、人民法院の実務は、代位は権利移転制度ではなく権限代替制度であるとの理解に基づき、権利主体としてのBは債権者代位訴訟が提起された後も依然として次債権の処分権限を保持すると解している¹⁸。すなわち、Aによる代位訴訟の提起は、Bの権利行使の補充的・代理的性格を有するにとどまり、

¹⁶ 江偉＝常延彬「論已確認事実的預決力」中国法学2008年第3期102頁以下。

¹⁷ 段厚省「債権人代位之訴の程序検討——以《民法典合同編通則解釋》第35—39條為中心」法治現代化研究8巻5号（2024）162頁。

¹⁸ ただし、Bが代位訴訟後に行った処分は、債権者Aによる代位行使の効力を妨げることはできず、Aに対抗できないとされる。

Bの権利帰属そのものを移転するものではない。その結果、Aの訴訟行為はBの利益を代表して行われる訴訟担当的構造を有することになる。

もしBが次債権の管理処分権を保持しているとすれば、理論上、BはCに対して独自に訴訟を提起することが可能である。もっとも、このような場合にBの独自の提起を認めると、Aの債権者代位訴訟とBの訴訟とで次債権に関して矛盾する判断が生じる可能性があり望ましくない。また、CはAの債権者代位訴訟とBの訴訟の双方に応訴せざるを得ず、二重に敗訴する可能性が生じるので、Cの負担が大きい。さらに、代位制度は、債務者の不作為により債権者の利益が害されることを防止するために設計されているところ、Bが自由に後訴を提起できるとすれば、Aによる債権回収の実効性・効率性が減殺される可能性もある。このため、実務上は、Bが訴えを提起したとしても、民訴法解釈第247条の重複提訴に該当するとして訴えを不受理又は却下することで、Bによる独自の訴訟提起を制限する方向で運用が行われている¹⁹。そして、Bに次債権の帰属主体として一定の利害関係が存在する点を重視する人民法院は、Bを無独三として代位訴訟に参加させることがあった。

この点に関して、2023年に改正された最高人民法院による中華人民共和国民法典・契約編総則の適用に関する若干問題の解釈²⁰（以下、「民法典合同編通則解釈」という。）第37条²¹により、人民法院に対して「債務者を必ず第三人として追加すべきこと」が明文化された。ここでいう「第三人」とは、無独三のことである。この規定の前身である中華人民共和国契約法の適用に関する若干の問題についての最高人民法院の解釈（一）²²（以下、「契約法解釈」という。）第16条²³は、債権者が第三債務者を被告として人民法院に代位権訴訟を提起した際に、債務者を訴訟における第三者として列記していなかった場合、人民法院は債務者を第三者として追加することができるとして、債務者の訴訟関与を人民法院の裁量に委ねていた。この規定が、民法典合同編通則解釈第37条において「第三者として追加しなければならない」と改められたことにより、人民法院に対して債務者の無独三としての訴訟参加を義務づけられることとなった。

契約法解釈のもとでは、債務者の第三者としての追加が人民法院の裁量に委ねられていたため、一部の革新的な例を除き、一般的には、人民法院は債務者に訴訟参加を通知せず、債務者を第三者として訴訟に加えない事例がほとんどであった。しかし、このような状況の下では、本債権と次債権の双方に直接的な利害関係を有する債務者が訴訟に参加できないことになり、手続的公正および

¹⁹ 榮・前掲注（7）117-118頁。

²⁰ 法釈〔2023〕第13号として2023年5月23日に最高人民法院審判委員会第1889回会議において可決され、2023年12月5日より施行された。

²¹ 民法典合同編通則解釈第37条 債権者が第三債務者を被告として人民法院に代位権訴訟を提起し、債務者を第三者として列記していない場合、人民法院は債務者を第三者として追加しなければならない。

²² 1999年12月1日に最高人民法院審判委員会第1090回会議で可決され、1999年12月29日より施行されたが、民法典制定に伴い、2021年に廃止された。

²³ 契約法解釈第16条 債権者が第三債務者を被告として人民法院に代位権訴訟を提起し、債務者を第三者として列記していない場合、人民法院は債務者を第三者として追加することができる。

手続的保障の原則に反していると批判されていた²⁴。そこで、立法は、債務者の訴訟参加は人民法院が事件の基本的事実を明確にするのに資するものであり、代位権関係における各主体の利益の平等な保護、当事者間の重複訴訟の回避、司法資源の節約にも貢献することから、人民法院が債務者に訴訟参加を通知することを強制的な規定と改められたのである。これは、これにより、従来の代位権訴訟における債務者の権利保護の不十分さが一定程度補われることになった²⁵。

3. 2. 無独三としての手続関与

無独三とは、民訴法第59条2項²⁶（旧法2012年版56条2項）において、原告および被告双方の争っている訴訟標的について独立した請求権を有してはいないものの、事件の処理結果が自己に法的な利害関係を及ぼす可能性があるため、すでに開始された訴訟に参加して訴訟行為を行う者をいう。無独三は、参加した手続において意見陳述、証拠提出、尋問・反対尋問、裁判官に対する忌避の申立てなど、自己の利益を保護するための防御的訴訟行為を行うことが許されるが、その地位は、当事者に従属する補助的主体としてのものに限られる。そのため、無独三は、当事者とは異なり独立の紛争処理権能を有さないため、この機能に基づいて認められている管轄異議の申立て、請求の放棄・変更、訴えの取下げ、訴えの変更、反訴、和解といった訴訟の処分にかかわる行為を行うことはできず、さらに原・被告間の訴訟標的について独自に訴えを提起することも認められない。

債権者代位訴訟においてBを無独三として必ず審理に参加させることは、一見するとBの利益保護になっているように見える。しかしながら、上に述べたように、無独三の訴訟上の地位は従属的なものであり、攻撃防御の機会は限定されている。このことは、次債権についてBの訴訟上の権利行使機能が制限されているという説明とは理論的な整合性を有するかもしれないが、実体法上の管理処分権を保持する次債権の消滅という重大な法的不利益をBに甘受させるには、Bに訴訟上の補助的地位を保障するだけでは不十分である。少なくとも、典型的にはAC間の馴合訴訟のように、Aの訴訟行為が不適切である場合に、これを阻止する方法がBに認められるべきである。

また、民訴法第59条2項後段は「判決において民事責任の負担を命じた第三者は、当事者と同様の訴訟上の権利及び義務を有する。」と規定する。中国では、紛争の一回的に解決するため、人民法院は、当事者ではない無独三に判決で民事責任を命じることができる。そして、債権者は、民事

²⁴ 蒲一葦「民法典第537條（債權人代位權行使效果）訴訟評註」法學雜誌2023年第3期18-32頁。

²⁵ 高星閣＝肖艷靈「代位權訴訟中債務人訴訟地位之省思」遼寧師範大學學報（社会科学版）48卷2号（2025）93-103頁。

²⁶ 民訴法第59条 当事者双方の訴訟標的に対して、第三者が独立した請求権を有すると認める場合、その第三者は訴訟を提起する権利を有する。

当事者双方の訴訟標的に対して、第三者が独立請求権を有しないが、事件の処理結果がその第三者に法的な利害関係を有する場合には、訴訟への参加を申請することができ、または人民法院がその第三者に訴訟参加を通知することができる。人民法院が判決において民事責任の負担を命じた第三者は、当事者と同様の訴訟上の権利および義務を有する。

責任を認めた判決に基づいて、無独三に対して強制執行を申し立てることができる。例えば、製品の買主が売主に対して提起した製造物責任追及の訴訟に、当該製品の製造者が無独三として参加し、証拠によって、当該製品は製造された時に既に問題があり、売主の責任ではない場合、判決で製造者に対する責任が宣言されるような場合である。最近の事例としては(2015)温龙执异初字第6号民事判決を挙げることができる。本件は、国家税務局が提起した公売における配当異議訴訟において、売却対象不動産の買受人が、金額を明示しないまま買受人に納税義務があるとする公売公告条項は不当であると主張して無独三として参加した事例で、人民法院は、当該条項は有効であるとした上で、買受人が負担すべき税額を認定し、判決主文において買受人へ税金の支払いを命じた。

民訴法第59条第2項後段の「当事者と同様の訴訟上の権利及び義務」に関して、民訴法解釈第82条は「第一審訴訟において、無独三は管轄異議を申し立てる権利を有せず、訴訟請求の放棄・変更・撤回を申し立てることもできない。ただし、判決により民事責任を負うとされた場合には、上訴を提起する権利を有する。」と規定する。これにより、第一審判決において民事責任を負うと判示された無独三は、当事者が上訴しない場合であっても、自ら上訴をすることができる。この点に関して、最高人民法院も、(2018)最高法民申第5741号民事裁定书において、無独三が原告に対する支払義務を負う旨を判示した第一審の判断を支持し、「中華人民共和國民事訴訟法第56条第2項〔現行59条2項、筆者注〕の規定により、当事者双方の訴訟標的に関して、無独三であっても、事件の処理結果と法律上の利害関係を有する場合には、自己の申請または人民法院の通知により訴訟に参加することができる。また、人民法院が第三人に対して民事責任を負わせる旨を判決したときは、その第三人は当事者としての訴訟上の権利義務を有する」と判示した。この判断は、第三人が実体的責任を負う範囲に限り当事者の地位を認めることを明示したものと理解されている。

これを債権者代位訴訟にあてはめると、AB間の本債権関係は債権者代位訴訟の訴訟要件を構成することから、請求が認容された場合には、判決主文においてBのAに対する責任が明示されるか、明示されなくとも債権者代位訴訟の構造からBの責任が主文中の判断に含まれると解される場合には、Bは独立した上訴権を行使することができる。こうした実務の方向性は、債務者に自らの利益保護のために上訴を提起させ、手続的救済を得る機会を提供するものと評価できる。

3. 3. 無独三に対する判決効

3. 3. 1. 判決で民事責任を負うとされた無独三に対する判決効

ところで、判決において民事責任の負担を命じられた無独三に独自の上訴権を認め、当事者としての訴訟上の権利義務を認めるということは、既判力の主観的範囲に新たな主体を加えることを意味する。すなわち、無独三は、第一審では本来の当事者ではなく補助的立場にとどまるが、判決によって民事責任を宣言された後は、上訴及び上訴審における当事者としての訴訟追行権といった訴訟上の手続権が付与され、その結果、上訴審の当事者として上訴審判決の既判力を受けると考えら

れるからである。また、民訴法第59条2項後段によれば、無独三の当事者としての地位は、民事責任の負担を命じる第一審判決が成立した時点で生じると解され、そうであれば、無独三が上訴権を行使しなかった場合であっても、当該無独三は当事者として第一審判決の既判力に拘束されると考えられる。

このように、民事責任の負担を命じられた無独三の実務における取扱いは、訴訟上の当事者適格を事後的に創出し、既判力の帰属主体を拡張するものと解される。しかしながら、このようないわば「事後的当事者化」とこれに基づく既判力の帰属は、伝統的な手続保障原理との整合性において重大な問題を孕む。すなわち、既判力とは、当事者が適法に訴訟手続に参加し、自己の主張・立証を尽くした結果として発生する拘束効果であるにもかかわらず、無独三の場合には、第一審において当事者としての手続保障がないまま既判力に拘束されることになるからである。仮に、人民法院が、第一審判決に対しては無独三の地位のまま上訴権のみを付与し、事件が上訴審に移審した後に当事者としての地位を認める立場にあるとしても、最終的に既判力の拘束を受ける無独三（上訴審での当事者）に対する手続保障の欠缺が治癒されることにはならない。なぜなら、上訴審における当事者としての手続保障は、第一審における当事者としての手続保障を補完するものではなく、当該無独三は審級の利益を侵害されたまま既判力に拘束されることになるからである。

3. 3. 2. 判決で民事責任を負うとされない無独三に対する判決効

判決で責任を負わない無独三に上訴権を認めることは、民訴法第59条2項および民訴法解釈第82条の文理解釈を超えるものであり、適切ではないと考えられる。しかしながら、実務は訴えの利益という概念を介して、判決で民事責任を命じられていない無独三であっても上訴権の行使を認める傾向にある。

訴えの利益とは、ある紛争につき人民法院による判断の必要性を画する概念である。日本において訴えの利益は当事者間に定立された請求について本案判決の必要性を判断する基準として用いられるが、中国法では、当事者適格が否定される場合であっても、なお裁判による紛争解決を公益・私益の両面から要請し得るときに、司法審理の相当性を根拠づける基準として機能している²⁷。

この理論が、近年、責任を負わない無独三が上訴し得るか否かという論点に持ち込まれ、司法実務においても、人民法院は訴えの利益の理論に依拠して、判決が実質的に無独三の利益を侵害する場合には、当該無独三も含めた紛争解決と救済のために上訴の利益が認められるとして、柔軟に上訴権を認める傾向にある。人民法院は、判決が無独三にもたらす実質的影響に着目し、必要に応じて上訴審へのアクセスを保障する判断枠組みを採用したのである。以下では、この傾向を示す主要判例を紹介する。

²⁷ 唐力「论民事上诉利益」華東政法大學學報2019年第6期103頁。

最高人民法院（2017）最高法民再297号民事判決書は、一審で無独三として参加し、判決で責任を負うとされなかったにもかかわらず上訴を提起した事案において、無独三が「当該工事の請負業者に該当するか否かという点は、その営業上の信用、資格に関する責任、さらには将来の求償可能性に直接的な影響を及ぼすものであり、当該判決が無独三の民事權益に直接的な影響を及ぼす以上、同人には権利救済の途が保障されるべきであり、上訴権の行使を認める」と判示した。また、山东省滨州市中级人民法院（2022）鲁16民終280号民事判決書は、再建型の倒産手続において、倒産債権者に対して提起された訴訟に無独三として参加していた倒産企業が、倒産債権者の相殺権の行使を認めた第一審判決に対して、倒産企業の資産を侵食し、再生後の企業価値を損なうとして無独三が上訴した事案において、相殺によって無独三の取得すべき財産が実質的に消滅し、再生利益にも直接的損害が生じることは具体的な財産権侵害に相当するとして、無独三は上訴の利益を有すると判断した。

上海市高级人民法院（2020）沪民終433号民事判決書は、請負人が発注者に対して提起した請負代金請求訴訟に、発注者の唯一の財産であった建物に抵当権を有する銀行が無独三として関与した事例において、中国の実体法によれば当該請負代金請求権に優先弁済権が認められるとした第一審判決に対して、無独三が、判決により自己の抵当権順位が害されるとして上訴を提起した事案である。第二審人民法院は、この無独三の主張を認め、当該無独三には、第一審判決が抵当権の受償順位に直接影響を及ぼす「法律上の利害関係」があるとして、無独三の上訴適格を肯定した。その後の再審判決である最高人民法院（2021）最高法民申3629号民事裁定书もこれを追認し、判決が第三者の権利・義務に実質的影響を及ぼす場合には、無独三の上訴権を認めるという判断基準として定着しつつある²⁸。

このように、人民法院は、従来の判決により責任を負うとされた無独三のみ上訴できるという厳格な文理解釈を離れ、判決で責任を負うとされない無独三についても、判決の無独三に対する権利侵害や実体的影響の有無によって、無独三の上訴権を拡張的に解釈する傾向にある。この展開の背景には、判決の預決効力が無独三を拘束することから、これにより無独三の将来の権利行使や事業再生が困難になる場合には、当該無独三に対する救済として上訴を通じて防御権が認められるべきだとの考え方があるように思われる。預決効力は手続参加の有無に関わらず第三者一般に及ぶ効力であるが、当該第三者が無独三として手続に参加しており、かつ決に内包される事実認定が第三者に実質的不利益を及ぼす場合には、当該判決の効力が生じる前に不服申立ての機会を提供する方が、手続保障の在り方として適切である。こうした人民法院の傾向は、中国における手続法規とこれに対する議論が必ずしも十分に成熟していない中で、限られた資源を用いて第三者の権利保護を実現

²⁸ 最高人民法院公報2022年第9期（総第313期）29-32頁。

するものだと評価できる²⁹。

3. 4. 債務者に対する既判力の拡張可能性

これまでみてきたように、債権者代位訴訟において、債務者Bは無独三として強制的に追加され（民法典合同編通則解釈第37条）、判決においてBの民事責任が認められた場合には、Bは上訴権を取得し、その時点から当事者の地位が認められる（民訴法第59条2項、民訴法解釈第82条）。その結果、Bは確定判決の既判力に拘束されることになる。仮に第一審判決が請求棄却であっても、判決理由中で本債権の存在が認定されている場合には、近時の人民法院の考え方によれば、Bに上訴権が認められ、Bは当事者として確定判決の効力を受ける。仮に、こうした「事後的当事者化」によって既判力がBに拡張されるとしたら、その客観的範囲は何かが問題になる。

中国の民訴法体系において、既判力の客観的範囲は、確定判決がどの事実的・法律的争点に効力を及ぼすかを定めるものであり、その中心的基準は訴訟標的に求められる。訴訟標的は人民法院が判断すべき請求権の同一性を基準として画定され、これに対する判断は判決の主文に示される。すなわち、判決の主文で確定される権利義務関係に限って既判力が生じるとされ、理由中の判断や付随的認定には及ばないと理解されている。

ところが、債権者代位訴訟においては、状況が異なる。実務では、債権者代位訴訟の訴訟標的は次債権関係とする理解がおおむね確立している。しかしながら、判決主文において表現される権利義務関係は、民法典第537条が採用する「直接受領」構造の結果として、AとCとの間の給付関係という形式をとらざるを得ず、次債権の存否の判断は主文には記載されない。ここに、既判力の客観的範囲は主文の確定事項に限られるという考え方をあてはめると、既判力の範囲はAC間の権利義務関係に限られることになる。他方で、判決理由中において不可避免的に判断される次債権の存否に関する判断は、後訴において免証事実（預決効力）として事実上の拘束を及ぼす可能性を持つ。このように、債権者代位訴訟では、訴訟標的と判決主文中の判断乖離することから、既判力の範囲をめぐる議論を難しくしている。

「事後的当事者化」により上訴を提起した無独三は当事者として確定判決の効力を受けるという人民法院の立場を前提とすると、債権者代位訴訟においてBが上訴した場合には、Bには既判力が及ぶとしなければ論理的整合性に欠ける。そこで、現在、Bに対する既判力の客観的範囲としては、次の三つの可能性が考えられている。

①限定的拘束説：判決の主文上確定されるのはAC間の給付関係に限られるため、債務者Bが拘束されるのは、AとCとの間に成立した履行義務関係についての判断にとどまる。すなわち、Bは

²⁹ 陳其象、「法院未判決承擔民事責任的被告和無獨立請求權第三人是否有權提起上訴？」，訟也，<http://ms.isheng.net/index.php?doc-view-21262>，（2025. 11. 10）。

AC間の権利法律関係を後訴で争うことはできないが、本債権や次債権の実体的存否そのものは別途主張できるとする³⁰。

②中間的拘束説：債権者代位訴訟の成立要件として本債権の存在が前提的に審理・判断された場合、認定された本債権に関する事実は免証事実として取り扱われることから、Bは本債権の存否に関して実質的な拘束を受けるとする³¹。

③拡張的拘束説：債権者代位訴訟の審理において、本債権および次債権の双方が審理対象となり、特にBが訴訟に参加して弁論の機会を付与されている場合には、Bは両債権関係に関する判断について既判力の拘束を受けるとする。

中国法において既判力の客観的範囲を画する基準は訴訟標的とされており、実務が債権者代位訴訟の訴訟標的次債権関係に置いていることを考慮すると、債務者Bに及ぶ既判力の客観的範囲は、次債権に関する人民法院の判断にも既判力を認めることが適切であると考えられる。したがって既判力の客観的範囲をAC間の給付関係のみに限定する①限定的拘束説は、少なくとも現行実務においては採用できない。また、②の中間的拘束説も採用されるべきではない。現在の実務では、判決で民事責任を負うとされない無独三であっても、判決により自己の民事權益が侵害され、将来の権利行使が困難になる場合には「事後的当事者化」が認められていることから、本債権不存在・次債権不存在という理由により債権者代位訴訟の第一審判決が請求棄却であった場合にも、Bの「事後的当事者化」が認められそうである。このような場合に、Bは次債権に関する確定判決の判断には拘束されないとするのは、Bが上訴審で当事者として関与できた審理範囲と既判力の範囲とが異なることになり、手続的整合性を欠くと考えられるからである。このように考えると、上記3つの中では、③拡張的拘束説が妥当という結論になる。なぜなら、Bは、本債権存在の第一審判断については民事上の責任を負う無独三として、次債権不存在の判決については判決により自己の民事權益が侵害される無独三として「事後的当事者化」が認められるので、これら本債権・次債権の双方についてBによる後訴提起を封じることが、法的安定と紛争解決に資し、当事者間の衡平も実現されると考えられるからである。

もっとも、このような運用は、既判力理論の本来の射程を逸脱する危険を孕む。無独三に対する判決効のところで述べたように、既判力の拡張は、当事者としての手続保障があったことを前提としなければならない。しかしながら、無独三の訴訟上の地位は当事者に従属的なものであるから、A側に参加したBは本債権について十分に争うことができず、次債権の存在を主張したいBは次債権の不存在を主張するC側に参加することはできない。債務者Bが訴訟に参加していたとしても、その防御機会が十分に与えられていなかった部分にまで既判力を拡張することは、手続的正義の観

³⁰ 蒲・前掲注（24）30頁。

³¹ 段・前掲注（17）162頁。

点から許容されるべきではない。実務の考え方は手続的公正と実体的衡平を接合させる柔軟な制度運用として一定の合理性を有するかもしれないが、その正当化のためには債務者の手続保障の充実が不可欠の前提となる³²。

4. 検討

これまで述べてきたように、中国実務において債権者代位訴訟は、債務者Bと第三債務者Cとの間の次債権関係を訴訟標的とする、債権者AとCとの間の訴訟であると考えられている。中国法には明文規定はないものの、一般に既判力はあると考えられており、債権者代位訴訟ではAC間の給付義務関係についてAC間に既判力が生じる。その結果、Bは既判力に拘束されないことになりそうであるが、この点に関して中国実務は、無独三として債権者代位訴訟への参加と、判決に対する上訴権の付与を通して、Bに当事者的地位を認める傾向にある。その結果、Bに既判力が及ぶことになり、その範囲は本債権と次債権の双方を含むと解されている。

こうした人民法院の運用には一定の合理性が認められる。第一に、Bの利益保護に資する。無独三として訴訟に参加したBが、裁判結果によっては自己の次債権を失うなど、実体的な不利益を受けるにもかかわらず、次債権を訴訟標的とする訴訟において上訴の途を閉ざされるとすれば、その手続構造は衡平を欠く。したがって、Bに上訴権を認めることは、実体的不利益に対する手続的救済の保障として機能する。第二に、人民法院による判断の統一と訴訟経済の実現に資する。Bが既判力に拘束されることにより、次債権の存否をめぐるBC間の後訴が提起されたとしても、既判力の作用により、後訴において前訴判決と矛盾した判断がなされる危険が回避される。また、Bとしては、後訴で前訴判決の判断を覆すことができない以上は、後訴を提起する動機を失うので、次債権に関する二重の訴訟が回避され、訴訟資源の節約に繋がる。

しかしながら、このような中国実務の運用には、大きな問題がある。現行実務は、上訴権が無独三に認められる時点、すなわち一審判決の成立時点で、無独三に当事者的地位が生じると解している。その結果、判決成立によって当事者的地位を得たが、上訴を提起しなかった無独三は、確定した第一審判決の既判力に当事者として拘束されることになる。このことは、当事者としての地位が訴え提起時から存在するのではなく、判決という司法行為によって後発的に形成されることを意味し、無独三は第一審において当事者としての手続保障を受けないまま、判決によって既判力の拘束を受けるという点で、既判力を正当化する根拠に欠ける。なぜなら、中国でも、日本と同様に、当事者には独立した法主体として当該訴訟手続に関与し、自己の利益を裁判上主張・立証する機会が保障されているから、その結果としての既判力に拘束されると説明されているからである。中国実務の構造は、まさにこの点で手続保障なき拘束という理論的不均衡を生じさせている。

³² 段・前掲注(17) 162頁。

この問題は、上訴を提起した無独三との関係では、審級の利益の喪失という形で現れる。確かに無独三は、第一審判決に対して上訴を提起し、上訴審では当事者として自己の利益を主張・立証する機会が保障される。これにより、無独三は、上訴権が認められない場合よりは救済を得ることができる。しかしながら、本来、確定した第二審判決の既判力に拘束される当事者には、第一審と第二審を通して当事者として訴訟上の権能を行使する機会が保障されているべきである。ところが、上訴を提起した無独三の場合は、第一審では当事者として訴訟追行できないのであるから、二審制が保障されていないことになる。既判力の正当化根拠が手続的保障に存する以上、第一審段階における当事者的地位の欠如は、その後の拘束の根拠を著しく脆弱化させるといわざるを得ない。

もっとも、民訴法は、第三者再審制度や免証事実制度などを通じて、手続上の不均衡を事後的救済によって調整する全体的な傾向を有している。確かに、民法典第537条は、代位訴訟制度の趣旨として、債務の連鎖的解消（連鎖的履行）を目的としており、自己の権利を履行しない債務者の手続関与を排除することによって債権者救済の迅速化を図るものである。また、認定された事実に関する預決効力のように、民訴法自体が、先に人民法院の判断に関する拘束力を広く認め、後にそれが問題になった場合には後訴での免証事実に対する反証や第三者再審制度により当事者の救済を図る傾向にあることを考慮すれば、無独三についても、確定前の判決に対する不服申立てという点で状況は異なるが、上訴による事後的救済を認めることで無独三に対する救済を図るという実務の運用は、中国法の在り方に沿ったものだといえる。こうした中国法の在り方は、おそらく、人民法院の判断の尊重と、膨大な数の連鎖的債権債務関係の迅速な処理という法の目的に応えたものだと考えられる。しかしながら、先に述べたように、判決の拘束力は手続保障によって正当化されるものであり、訴訟経済によって正当化されるものではない。むしろ無独三に対しても十分な手続保障を担保した上で、既判力を及ぼす方向を志す方が、当事者及び利害関係人に対する説得力が増し、事後的な救済が必要となる事件数も減少して、人民法院の判断の尊重に繋がるのではないだろうか。

このような課題を踏まえると、債権者代位訴訟における債務者の参加形態を再設計し、訴え提起の当初あるいは訴訟手続の初期段階で当事者的地位を保障する制度の構築が求められる。たとえば、債務者が実体的利害関係を有する場合には、独立請求権を有する第三人（民訴法第59条1項）としての参加を原則とする解釈の導入、または無独三として参加した場合にも第一審段階から自己の利益を主張できるよう、当事者の一方の補助者ではなく、両当事者から独立した訴訟上の地位を認める方向が考えられる。

5. おわりに

以上のように、中国においては、民法典第537条が債権者代位訴訟におけるCからAへの直接弁済を規定し、他方で民訴法にはいわゆる既判力や訴訟担当に関する明文規定がないことから、訴訟の結果により次債権の消滅という実体的な不利益を受けうる債務者に対する手続保障の問題が顕在

化した。この問題に対して中国法は、債務者を無独三として訴訟に参加させ（民法典合同編通則解釈第37条）、判決により民事責任を負うとされた無独三は当事者と同様の訴訟上の権利及び義務を有し（民訴法第59条2項）、判決に対して上訴をすることができる（民訴法解釈第82条）として、債務者の手続関与と判決に対する一定の救済を図っている。民訴法第59条2項後段の定める「当事者と同様の訴訟上の権利及び義務」について、人民法院は、当事者としての訴訟上の権利義務を有する趣旨であると解釈しており、これによって上訴を提起した債務者は、上訴審において当事者として手続に関与することが認められることになる。さらに中国実務では、判決で民事責任を負うとされない無独三に対しても、判決が無独三の民事権益や財産的利益に影響を及ぼす場合には上訴権を認めるとする傾向にあり、これにより債権者代位訴訟においても債務者が上訴により救済される範囲が拡張されることになる。

しかしながら、こうした取扱いには看過し得ない大きな問題がある。人民法院の解釈によれば、もともと無独三として当事者に従属的な立場でしか手続関与が認められない者が、判決によって当事者として認められるようになることを意味する。こうした「判決による当事者化」は、判決の成立時点で生じると考えられるが、上訴を提起しなかった債務者は、第一審において当事者としての地位や十分な防御機会が与えられないまま、当事者として確定判決の既判力による拘束を受けることになる。上訴を提起した債務者は、上訴審では当事者として訴訟行為を行う機会が認められるが、第一審におけるそれを欠いたまま確定した上訴審判決の既判力に拘束されることになる。このことは、既判力の正当化根拠である手続保障が果たされないまま手続的拘束だけを受けることを意味し、手続的正義の観点から認められるべきではない。この問題は中国法における判決効や無独三の地位にも関係する難しい問題であるが、当事者に対する手続保障を実現し、中国の司法制度の正当性と信頼性を高めるために解消されなければならない課題である。

日本では、債権者代位訴訟の構造や債務者の手続保障について、実体法及び訴訟法の両分野において重厚な理論的及び実務的蓄積がある。今後は、これらの点に関する日本法の考察を行い、そこから示唆を得た上で、中国において債務者の手続保障を確保するために適切な制度的手当について検討していきたい。

<参考文献>

池田辰夫『債権者代位訴訟の構造』信山社（1995）

兼子一「本件判批」『判例民事訴訟法』弘文堂（1950）

河野憲一郎「債権者代位権をめぐる訴訟法上および倒産法上の問題点」熊本法学130号（2014）524-495頁

小口彦太・瀬川信久・松岡久和・但見亮・文元春・韓世遠・王成「中国契約法における債権者代位権」早稲田法学89巻2号（2014）51-67頁

三ヶ月章「わが国の代位訴訟・取立訴訟の特異性とその判決の効力の主観的範囲」同『民事訴訟法研究』6巻（1972）

坂原正夫「債権者代位訴訟における既判力の主観的範囲について」法学研究59巻12号（1986）189-222頁

坂本恵三「債権者代位訴訟における被保全債権の調査について」白山法学（ToyoLawReview）11号（2015）165-176頁

新堂幸司『新民事訴訟法（第6版）』弘文堂（2019）

中本香織「わが国における当事者適格概念の生成過程一判決効との関係を中心に一」早稲田法学94巻2号（2019）47-87頁

中本香織「訴訟担当概念の比較法的考察と民事訴訟法115条1項2号の適用対象に関する一試論」早稲田法学93巻1号（2017）117-161頁

畑宏樹「民法（債権法）改正にみる債権者代位訴訟」明治学院大学法律科学研究所年報26号（2010）133-139頁

福永有利「当事者適格理論の再構成」同『民事訴訟当事者論』有斐閣（2004）126頁（初出：山木戸克己教授還暦記念論文集『実体法と手法の交錯（上）』有斐閣、1974年）

松浦馨ほか『条解民事訴訟法（第2版）』弘文堂（2011）

宮川聡「債権代位訴訟について」甲南法務研究（KonanLawForum）6号（2020）69-78頁

渡部美由紀「債権者代位訴訟において債務者の第三債務者に対する先行訴訟等の確定判決の効力が問題となった事例」私法判例リマークス53号（2016）118-121頁

吉田純平「債権者代位権行使と転付命令の競合」名古屋大学法政論集226号（2008）295-310頁

吉村徳重「既判力の第三者への拡張」同『民事判決効の理論（下）』信山社（2010）175頁（初出：新堂幸司ほか編『講座民事訴訟第6巻』弘文堂、1984年）

【中国語文献】

陳榮宗「債権人代位訴訟与既判力範囲」『民事訴訟法論文選輯（下）』（楊建華編）五南圖書出版公司（1984）

丁建明「也談代位權訴訟主體」人民法院報（1999年8月11日）

戚兆波「代位權訴訟主體」人民法院報（1999年8月11日）

唐力「民法典上代位權實現的程序規制」政法論叢2023年1号27-38頁

張衛平「我国民事訴訟第三人制度的結構調整與重塑」当代法学34巻4号（2020）80-93頁

張衛平『訴訟構架與程式——民事訴訟的法理分析』清華大学出版社（1999）

張衛平『民事訴訟法』法律出版社（2019）165頁

楊建華『民事訴訟法問題研析（三）』三民書局（1998）

吳英姿「代位權確立了民訴法怎麼辦——債權人代位訴訟初探」法学1999年4号44-46頁

李東洋＝蔡虹「論第三人類型化調整視域下の訴訟告知」湖北警官学院学報35卷3号（2022）125-139頁

榮学磊『民法典時代債權人代位權制度研究』上海財經大學博士学位論文（2022年）

蒲一葦「民法典第537条（債權人代位權行使效果）訴訟評注」法学雜誌44卷3号（2023）18-32頁

蒲菊花「論債權人代位訴訟的訴訟標的」河北法学2003年5号64-69頁

高星閣＝肖艷靈「代位權訴訟中債務人訴訟地位之省思」遼寧師範大學學報（社会科学版）48卷2号（2025）93-103頁

趙鋼＝劉學在「論代位權訴訟」法学研究2000年6号3-20頁

石宏『中華人民共和國民法典解釋與適用（合同編）』人民法院出版社（2020）

段厚省「債權人代位之訴的程序檢討——以民法典合同編通則解釋第35－39條為中心」法治現代化研究8卷5号（2024）第149-165頁

湯維建「當事人適格的現代化轉型」法治現代化研究2022年6卷3号第18-34頁